



産業医活動のこれから

情報広報部 小山 司

平成2年に日本医師会の産業医認定制度が発足して15年が経過した。今日までに6万6千名を超える医師が認定産業医を取得するに至っている。その間、平成5年には、地域産業保健センター・産業保健推進センター事業などの制度の運用が始まり、さらに、平成8年の労働安全衛生法の改正において、産業医選任の要件のひとつに本制度の基礎研修修了者が法的に位置付けられた。この時点をもって、本制度の構造化はほぼ完成し、社会的評価は格段に高まったといえる。

一方、近年の社会経済情勢の大きな変化にともなって、労働者を取り巻く環境も大きく変化してきている。従前の労働環境衛生に関わる課題に加えて、最近の過重労働による健康障害、心理社会的ストレスに関わる精神障害や自殺などが産業保健上の新たな課題として提起されている。したがって、これからの産業医活動において、産業医に対して、広範かつ質の高い知識と職務遂行能力が求められることになった。事実、平成17年の労働安全衛生法の改正案には、過重労働・メンタルヘルス対策の充実と強化が図られ、職場のみならず地域、家庭を含めた生活全般に着目した産業保健活動の新たな推進が盛り込まれている。

北海道医師会産業保健部では、日医会長の諮問事項「これからの産業医活動のあり方—特に嘱託産業医を中心として—」について、北海道の産業保健活動の現況を把握する目的で、平成17年、全道各地の認定産業医（嘱託医）のうち130名を無作為抽出しアンケート調査を行った。これからの北海道の産業医活動のあり方を考えるうえで貴重

な資料であることから、結果の概略について紹介することとする。

本調査にご協力いただいた産業医は62名（回答率48%）であった。産業医ひとりあたりの契約事業場数の内訳は、2～5カ所の事業場を持っている方は36名（58.1%）と半数以上で、次いで1カ所（33.9%）、10カ所以上（4.8%）、6～10カ所（3.2%）であった。事業場との間の契約状況については、契約を結んでいる方は全体の79.0%であり、このうち事業者代表、産業医、所属医師会との三者捺印をしているのが18名（29.0%）であった。委託業務（複数回答）については、健康診断の事後措置が一番多く48名であり、その他は以下のとおりであった。健康診断の実施：45名、労働者の健康相談：45名、労働者の健康管理：35名、職場巡視：27名、労働者の健康教育：24名、作業環境の維持管理：15名、労働者の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置：11名、作業の管理：3名。

以上の結果に基づき、クロス集計と統計学的解析を試み、産業医契約の締結の有無と契約事業場の数、委託業務の内容との関連について検討した結果について紹介を加えることとする。産業医契約の有無では、事業場の数には有意差を認めなかった。委託業務の内容でみると、職場巡視（ $P=0.0025$ ）、健康管理（ $P=0.0012$ ）、健康相談（ $P=0.015$ ）で有意の差があった。健康診断、健診事後措置には差を認めなかった。これらの結果から、産業医契約締結の有無が業務内容の優劣を規定する最大の要因であることが推定される。今後の北海道における産業医活動の向上を目指すにあたって、契約締結の推奨ないしは制度化を考慮する必要があると考えられた。これらの示唆に富む結果が得られた本調査にご協力をいただいた会員諸兄に深甚なる謝意を表する。

稿を終えるにあたり、産業医活動のこれからを規定する要因として重要と思われる事項を付け加えることとする。産業保健サービスの提供体制の整備、産業保健関連職種の連携体制の整備、産業医活動の充実度や活性度に関する評価と点検、産業保健活動のアウトカムの評価法の確立などである。